

## マカオにおける日本産食品輸入規制の緩和について

平成24年9月27日  
在香港日本国総領事館

9月25日をもって、マカオにおける日本産食品の輸入規制について、以下のとおり緩和されましたのでお知らせします。

### マカオにおける日本産食品輸入規制措置 (今回の緩和は下線部分)

対象地域	対象品目	規制措置
福島県	全ての食品	輸入停止
9都県(茨城県、 栃木県、群馬県、 千葉県、宮城県、 新潟県、長野県、 埼玉県、東京都)	野菜、果物、乳製品	輸入停止
	<u>水産物、水産物加工品、食肉、食肉加工品、卵</u>	<u>産地(産地の都県名)が記載された放射性物質検査結果報告書の添付により輸入可能</u> (これまでは、実質的に輸入停止)
2県(山形県、山梨県)	<u>野菜、果物、乳製品、水産物、水産物加工品、食肉、食肉加工品、卵</u>	<u>産地(産地の都県名)が記載された放射性物質検査結果報告書の添付により輸入可能</u> (これまでは、実質的に輸入停止)

なお、農林水産省から同趣旨の発表がなされており、以下のリンクからご覧頂けます。

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/shoumei.html#macau](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#macau)